

全国市長会

平成23年東北地方太平洋沖地震災害対策本部 情報10

平成23年3月22日

支部・都道府県市長会事務局長 各位

全国市長会

平成23年東北地方太平洋沖地震災害対策本部
事務局長 芳山達郎

総務省発表の「東北地方太平洋地震に係る被災地方公共団体に対する各地方公共団体からの人的支援に関する通知」について

総務省において、職員の派遣についての支援・協力を依頼する通知が発出されましたので、ご参考までにお知らせします。

なお、別紙資料について本会ホームページのメンバーズページに掲載しております。

掲載先アドレス

http://www.mayors.or.jp/member/h23earthquake/h23sinsai_index.htm

扱い

全国市長会

企画調整室

電話 03-3262-2312

行政部

電話 03-3262-2310

平成23年3月22日
自治行政局公務員部

**東北地方太平洋沖地震に係る被災地方公共団体に対する各地方
公共団体からの人的支援に関する通知等を発出しました**

東北地方太平洋沖地震による被災地に対しては、これまでも各地方公共団体から積極的な支援がなされているところですが、今後の被災者の生活支援や被災地の復旧に対応するために、今後とも人的支援が必要と思われるところです。

このようなことから、平成23年3月22日付で各都道府県、各指定都市あてに、職員の派遣についての支援・協力を依頼する通知を発出しましたのでお知らせします（通知文については、別紙1を参照）。

併せて、全国市長会・全国町村会の協力をいただきながら、全国の市町村から被災市町村に対する当面の対応として短期間の人的支援を行う体制作りを進めており、これに関する事務連絡を同日付で青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県の市町村担当課宛発出しましたのでお知らせします（事務連絡については、別紙2を参照）。

連絡先

総務省自治行政局公務員部公務員課
長田・清水

TEL 03(5253)5542

FAX 03(5253)5552

総行公第21号
平成23年3月22日

各都道府県知事 }
各指定都市市長 } 殿

総務省自治行政局公務員部長

東北地方太平洋沖地震に係る被災地方公共団体に対する人的支援について

東北地方太平洋沖地震による被災地への人的支援については、既に各地方公共団体において積極的な対応をいただいているところですが、今後の被災者の生活支援や被災地の復旧に対応するために、今後とも支援が必要と思われるところです。

つきましては、各地方公共団体においては、今後とも、職員の派遣について、格別のご支援、ご協力をお願いします。

職員を派遣する場合の取扱いにつきましては、既に多くの場合、短期の職務命令による派遣の扱い（公務出張）がとられているところですが、当部としても、このような対応は適当と考えております。

また、地方公共団体の被災地域への応援に要する経費につきましては、特別交付税措置を講じることとしておりますので申し添えます。

なお、今後、中長期にわたって職員を派遣する場合には、地方自治法第252条の17に規定する職員の派遣によることが適当であると考えておりますので、併せて申し添えます。

あわせて、貴都道府県内の市区町村に対してもこの旨伝達していただくようお願いします。

[連絡先]

総務省自治行政局公務員部公務員課 長田、清水

電話 03—5253—5542

FAX 03—5253—5552

e-mail t.osada@soumu.go.jp

総行公第21号

平成23年3月22日

全国知事会事務総長
全国都道府県議会議長会事務総長
全国市長会事務総長
全国市議会議長会事務総長
全国町村会事務総長
全国町村議会議長会事務総長

殿

総務省自治行政局公務員部長

東北地方太平洋沖地震に係る被災地方公共団体に対する人的支援について

東北地方太平洋沖地震に係る被災地方公共団体に対する人的支援について、各都道府県知事及び各政令指定都市市長あて別添のとおり協力を要請いたしましたのでお知らせいたします。

貴団体におかれましても、この趣旨を踏まえ、適切にご対応いただくようお願いいたします。

[連絡先]

総務省自治行政局公務員部公務員課 長田、清水

電話 03-5253-5542

FAX 03-5253-5552

e-mail t.osada@soumu.go.jp

h2.shimizu@soumu.go.jp

事務連絡
平成23年3月22日

青森県総務部市町村振興課
岩手県政策地域部市町村課
宮城県総務部市町村課
福島県総務部市町村行政課
茨城県総務部市町村課
千葉県総務部市町村課

御中

総務省自治行政局公務員部公務員課

東北地方太平洋沖地震に係る人的支援の要望について

東北地方太平洋沖地震の発生以降、被災地におかれましては、全力で対応にあたられているところと存じます。政府としてもあらゆる災害応急対策を講じるべく力を尽くしておりますが、今回の災害が未曾有の規模であることに鑑みると、市町村において多岐にわたる業務の実施が必要となると見込まれます。

しかしながら、被災地の市町村においては、職員自身の被災等により、市町村の行政体制や行政機能に支障が生じているところもあるものと拝察いたします。

このような状況に鑑み、現在、全国市長会及び全国町村会の協力をいただきながら、全国の市町村から被災市町村に対する当面の対応として短期間の人的支援の体制づくりを進めているところですので(別添函参考)、他の市町村からの職員の派遣を要請される場合は、下記により、当課までご連絡いただきますようお願いいたします。

連絡いただいた職員派遣要請は、当課から全国市長会及び全国町村会にお伝えするとともに、全国市長会及び全国町村会において派遣可能性の照会等をいただき、その寄せられた各市町村からの派遣申し出状況を貴県にお伝えしたいと考えております。

なお、各市町村からの派遣申し出状況に基づく派遣市町村の決定は、貴県において行っていただくとともに、派遣決定後の市町村の派遣に係る具体の連絡については、派遣市町村と受け入れ市町村との間で個別に行っていただくこととなります。

おって、中長期的な職員の派遣については、改めてご連絡申し上げる予定としていきますことを申し添えます。

記

- 1 連絡様式 別紙様式
- 2 第1次連絡期限 平成23年3月29日(火)

※ 要望調査は複数回にわたることを想定しており、第2次調査につきましては別途連絡する予定です。

総務省自治行政局公務員部公務員課
理事官 西中 隆
課長補佐 鈴木稔郎、公務員第一係長 長田崇志
電話 03-5253-5542
FAX 03-5253-5552
e-mail t.osada@soumu.go.jp

【記入要領】

- 1 「職種」欄には、職員の派遣を希望する職種を具体的に記入してください。
なお、職種を問わない場合には、「職種指定なし」と記入してください。

(職種の例) 一般事務職、土木職、建築職、電気職、機械職、保健師 など

- 2 「職務内容」欄には、派遣を希望する職員が従事する具体的な職務内容を記入してください。

- 3 「派遣希望期間」には、派遣を希望する期間を記入してください。
なお、当該期間内で派遣職員が交替することも差し支えない場合には、その旨付記してください。

(例) 1週間、2週間、1ヶ月、2ヶ月 など
2ヶ月（1ヶ月単位で交替可）など

- 4 「備考」欄には、職員を派遣する上で参考になる事項があれば、適宜記入してください。

市町村職員の派遣スキーム

派遣の実施

最終的な派遣要請

